

## 平成31年度保育所等利用判定基準表

選考指数は、基本指数 ＋ 調整指数 の合計となります。  
 基本指数は、どれか一つが適用され、父親か母親のどちらか低い方となります。  
 調整指数は、児童や保護者の状況、家庭の状況により該当のもののすべてが適用となります。  
 ※転園の申込みは、基本指数(No.48またはNo.49)のみでの選考となります。

### 基本指数

| No | 類型     | 中分類             | 小分類                                 | 〈保育の必要量〉 | 指数 |
|----|--------|-----------------|-------------------------------------|----------|----|
| 1  | 居宅外労働  | 常勤・パート・自営業(中心者) | 月20日以上、日7時間以上(2箇所の場合140時間以上)        | 保育標準時間   | 30 |
| 2  | 居宅外労働  | 常勤・パート・自営業(中心者) | 月20日以上、日6時間以上(2箇所の場合120時間以上)        | 保育標準時間   | 28 |
| 3  | 居宅外労働  | 常勤・パート・自営業(中心者) | 月20日以上、日5時間以上(2箇所の場合100時間以上)        | 保育短時間    | 26 |
| 4  | 居宅外労働  | 常勤・パート・自営業(中心者) | 月15日以上、日6時間以上(2箇所の場合90時間以上)         | 保育短時間    | 22 |
| 5  | 居宅外労働  | 常勤・パート・自営業(中心者) | 月15日以上、日5時間以上(2箇所の場合75時間以上)         | 保育短時間    | 20 |
| 6  | 居宅外労働  | 常勤・パート・自営業(中心者) | 月15日以上、日4時間以上(2箇所の場合60時間以上)         | 保育短時間    | 18 |
| 7  | 居宅外労働  | 自営業(協力者)        | 月20日以上、日5時間以上                       | 保育短時間    | 21 |
| 8  | 居宅外労働  | 自営業(協力者)        | 月15日以上、日6時間以上                       | 保育短時間    | 17 |
| 9  | 居宅外労働  | 自営業(協力者)        | 月15日以上、日5時間以上                       | 保育短時間    | 15 |
| 10 | 居宅外労働  | 自営業(協力者)        | 月15日以上、日4時間以上                       | 保育短時間    | 13 |
| 11 | 居宅外労働  | 農業              | 月20日以上、日7時間以上                       | 保育標準時間   | 20 |
| 12 | 居宅外労働  | 農業              | 月20日以上、日6時間以上                       | 保育標準時間   | 18 |
| 13 | 居宅外労働  | 農業              | 月20日以上、日5時間以上                       | 保育短時間    | 16 |
| 14 | 居宅外労働  | 農業              | 月15日以上、日6時間以上                       | 保育短時間    | 12 |
| 15 | 居宅外労働  | 農業              | 月15日以上、日5時間以上                       | 保育短時間    | 10 |
| 16 | 居宅外労働  | 農業              | 月15日以上、日4時間以上                       | 保育短時間    | 8  |
| 17 | 居宅内労働  | 常勤・パート・自営業      | 月20日以上、日7時間以上                       | 保育標準時間   | 23 |
| 18 | 居宅内労働  | 常勤・パート・自営業      | 月20日以上、日6時間以上                       | 保育標準時間   | 21 |
| 19 | 居宅内労働  | 常勤・パート・自営業      | 月20日以上、日5時間以上                       | 保育短時間    | 19 |
| 20 | 居宅内労働  | 常勤・パート・自営業      | 月15日以上、日6時間以上                       | 保育短時間    | 15 |
| 21 | 居宅内労働  | 常勤・パート・自営業      | 月15日以上、日5時間以上                       | 保育短時間    | 13 |
| 22 | 居宅内労働  | 常勤・パート・自営業      | 月15日以上、日4時間以上                       | 保育短時間    | 11 |
| 23 | 就学     | 就学              | 生活手段を理由とした就学(職業技術校などで120時間以上)       | 保育標準時間   | 20 |
| 24 | 就学     | 就学              | 生活手段を理由とした就学(職業技術校などで60～120時間未満)    | 保育短時間    | 16 |
| 25 | 就学     | 就学              | 一般学生(120時間以上)                       | 保育標準時間   | 14 |
| 26 | 就学     | 就学              | 一般学生(60～120時間未満)                    | 保育短時間    | 10 |
| 27 | 母親の出産  | 出産              | 出産月とその前後3ヶ月ずつ(合計7ヶ月)                | 保育標準時間   | 30 |
| 28 | 疾病・負傷等 | 入院              | 入院見込期間が1ヶ月以上                        | 保育標準時間   | 30 |
| 29 | 疾病・負傷等 | 入院              | 入院見込期間が1ヶ月未満                        | 保育標準時間   | 26 |
| 30 | 疾病・負傷等 | 常時臥床            | 常時臥床                                | 保育標準時間   | 30 |
| 31 | 疾病・負傷等 | 心身障害            | 重度の障害者(身体障害1、2級程度・療育手帳A1、A2程度)      | 保育標準時間   | 30 |
| 32 | 疾病・負傷等 | 心身障害            | 中度の障害者(身体障害3、4級程度・療育手帳B1、B2程度)      | 保育標準時間   | 15 |
| 33 | 疾病・負傷等 | 自宅療養            | 週3回以上の通院                            | 保育標準時間   | 20 |
| 34 | 疾病・負傷等 | 自宅療養            | 10日に1回以上の通院                         | 保育標準時間   | 4  |
| 35 | 疾病・負傷等 | 自宅療養            | 月2回の通院                              | 保育標準時間   | 2  |
| 36 | 病人の看護等 | 入院付添い           | 入院付添い(常時)                           | 保育標準時間   | 25 |
| 37 | 病人の看護等 | 入院付添い           | 入院付添い(週3回以上)                        | 保育標準時間   | 15 |
| 38 | 病人の看護等 | 心身障害            | 看護対象者が重度障害者(身体障害1、2級程度・療育手帳A1、A2程度) | 保育標準時間   | 25 |
| 39 | 病人の看護等 | 心身障害            | 看護対象者が中度障害者(身体障害3、4級程度・療育手帳B1、B2程度) | 保育標準時間   | 12 |
| 40 | 病人の看護等 | 常時臥床            | 常時介護                                | 保育標準時間   | 25 |
| 41 | 病人の看護等 | 常時臥床            | 週3回以上の介護                            | 保育標準時間   | 15 |
| 42 | 病人の看護等 | 自宅療養            | 週5回以上通院に付添う                         | 保育標準時間   | 18 |
| 43 | 病人の看護等 | 自宅療養            | 週3回以上5回未満通院に付添う                     | 保育標準時間   | 10 |
| 44 | 家庭の災害  | 家庭の災害           | 火災等による居宅の破損・復旧                      | 保育標準時間   | 30 |
| 45 | 求職中    | 求職中             | 就労先を探している                           | 保育短時間    | 0  |
| 46 | 求職中    | 求職中             | 保育所入所後探す・現在、探していない                  | 保育短時間    | 0  |
| 47 | 求職中    | 求職中             | ひとり親の場合で、保護者が求職中                    | 保育短時間    | 15 |
| 48 | 転園     | 転園              | 転園                                  | 保育標準時間   | 0  |
| 49 | 転園     | 転園              | 転居・勤務先変更・兄弟同一園を希望する転園               | 保育標準時間   | 18 |
| 50 | 虐待・DV  | 虐待・DV           | 関係機関から通告があった場合                      | 保育標準時間   | 30 |

## 調整指数

| NO | 項目                                                    | 指数  |
|----|-------------------------------------------------------|-----|
| 1  | 出産に伴い退所し、育児(介護)休暇明けの職場復帰で元の園を希望(退所した園のみ適用)            | 20  |
| 2  | 現在、産休・育休・介護休業を取得している方が、休暇終了に伴い職場復帰をするための申込みをする場合 ※注1  | 10  |
| 3  | 産休・育休・介護休業の終了に伴い申込みを行い、入所に至っていないがすでに職場に復帰している場合       | 5   |
| 4  | 生活保護世帯                                                | 10  |
| 5  | 関係機関から要保護児童である旨の通知を受けている ※注2                          | 30  |
| 6  | 保護者が小田原市内の認可保育所等に勤務している(認可外及び市外保育所は対象外)               | 10  |
| 7  | 母親、父親の不在(離婚、離婚調停、死亡、失踪、未婚)                            | 8   |
| 8  | 母親、父親の不在(離婚を前提とした別居)                                  | 4   |
| 9  | 在園中の児童(2号・3号認定の利用に限る。)が既にいる                           | 5   |
| 10 | 児童が障害児(身体・知的)の場合(同居兄弟含)                               | 5   |
| 11 | 届出保育施設を利用している、または、認可保育所の一時保育を月60時間以上利用している。 ※注3       | 5   |
| 12 | 小規模保育事業を卒園で、連携施設以外の保育所を希望                             | 5   |
| 13 | 小規模保育事業を卒園で連携施設の利用ができず、第1希望の連携施設を再希望している。 ※注4         | 10  |
| 14 | 小田原市民で、市内に祖父母が居住していない                                 | 3   |
| 15 | 母親、父親が不在(離婚、離婚調停、死亡、失踪、未婚)である世帯で、同一敷地内に祖父母が住んでいない ※注5 | 3   |
| 16 | 疾病・負傷等・病人の看護等で対象者が「精神性疾患」                             | 3   |
| 17 | 兄弟で申請中の場合                                             | 1   |
| 18 | 保育所閉園による転園希望                                          | 50  |
| 19 | ▲求職中で就労先が内定                                           | -2  |
| 20 | ▲保育料を過去に6ヵ月以上滞納している(6ヵ月単位で減点)                         | -6  |
| 21 | ▲入所が内定した後、やむを得ない理由なく辞退(内定辞退後、入所が決定するまで適用)             | -3  |
| 22 | ▲保育所入所(入所希望)児童以外の就学前児童が、保育所に入所(入所希望)していない。            | -5  |
| 23 | ▲小田原市外居住者                                             | -5  |
| 24 | ▲「保育要件」を確認する書類が「未提出」(税額資料は別扱いとする)                     | -30 |

※注1 入所選考の対象月の前月末日時点(例:平成31年6月の入所者を選考する場合は同年5月31日)で休業期間から復帰している場合(就労証明書で判断)は既に職場復帰しているものとし、No3が適用されます。ただし、就労証明書に『保育所に入所できなかった場合、平成〇年〇月〇日まで育児休業を延長し、保育所に入所でき次第、休業を切り上げて復帰』と証明されているなどにより10点の加点が継続する場合があります。

※注2 “関係機関”とは、「児童相談所」および「要保護児童対策地域協議会を構成する機関」のことをいいます。

※注3 届出保育施設とは、認可外保育施設で都道府県等への届出対象である施設、または、国の助成制度(企業主導型保育事業)を活用して設置された施設を指します。

※注4 第1希望以外の連携施設を希望に含める場合には、No.12の加点を適用します。

※注5 同じマンション・アパートで別々の棟・号・室、2世帯住宅、同一敷地だが別々の建物に居住している場合は、加点の対象外とします。